

予算決算常任委員会提出資料

令和 2 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

令和元年 1 0 月

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称） 政策体系・行政運営の取組

政 策	施 策	主担当部局
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進	防災対策部
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部
	113 災害に強い県土づくり	県土整備部
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	医療保健部
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	医療保健部
	123 がん対策の推進	医療保健部
	124 健康づくりの推進	医療保健部
3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進	子ども・福祉部
	132 障がい者の自立と共生	子ども・福祉部
	133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	環境生活部
	143 消費生活の安全の確保	環境生活部
	144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進	医療保健部
	145 食の安全・安心の確保	医療保健部
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	医療保健部
	147 獣害対策の推進	農林水産部
5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	環境生活部
	152 廃棄物総合対策の推進	環境生活部廃棄物対策局
	153 豊かな自然環境の保全と活用	農林水産部
	154 生活環境保全の確保	環境生活部

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	環境生活部
	213 多文化共生社会づくり	環境生活部
2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「豊かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	教育委員会
	222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	教育委員会
	223 特別支援教育の推進	教育委員会
	224 安全で安心な学びの場づくり	教育委員会
	225 地域との協働と信頼される学校づくり	教育委員会
	226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実	戦略企画部
	227 文化と生涯学習の振興	環境生活部
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策	子ども・福祉部
	232 結婚・妊娠・出産の支援	子ども・福祉部
	233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部
4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進	地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局
5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	252 東紀州地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	253 農山漁村の振興	農林水産部
	254 移住の促進	地域連携部
	255 市町との連携による地域活性化	地域連携部

Ⅲ 「拓(ひらく)く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～		
1 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	農林水産部
	312 農業の振興	農林水産部
	313 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	314 水産業の振興	農林水産部
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部
	322 ものづくり産業の振興	雇用経済部
	323 Society 5.0時代の産業の創出	雇用経済部
	324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	雇用経済部
3 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光	雇用経済部観光局
	332 三重の戦略的な営業活動	雇用経済部
	333 国際展開の推進	雇用経済部
4 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	雇用経済部
	342 多様な働き方の推進	雇用経済部
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	県土整備部
	352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実	地域連携部
	353 安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	戦略企画部
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 広聴広報の充実	戦略企画部
	6 スマート自治体の推進	総務部
	7 公共事業推進の支援	県土整備部

目 次

<施策>

I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

- 1 防災・減災、国土強靱化
 - 1 災害から地域を守る自助・共助の推進（111）・・・2頁
 - 2 防災・減災対策を進める体制づくり（112）・・・6頁
 - 3 災害に強い県土づくり（113）・・・10頁

- 2 命を守る
 - 1 地域医療提供体制の確保（121）・・・14頁
 - 2 介護の基盤整備と人材の育成・確保（122）・・・18頁
 - 3 がん対策の推進（123）・・・20頁
 - 4 健康づくりの推進（124）・・・22頁

- 3 支え合いの福祉社会
 - 1 地域福祉の推進（131）・・・26頁
 - 2 障がい者の自立と共生（132）・・・30頁
 - 3 児童虐待の防止と社会的養育の推進（133）・・・34頁

- 4 暮らしの安全を守る
 - 1 犯罪に強いまちづくり（141）・・・36頁
 - 2 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり（142）40頁
 - 3 消費生活の安全の確保（143）・・・42頁
 - 4 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進（144）・・・44頁
 - 5 食の安全・安心の確保（145）・・・46頁
 - 6 感染症の予防と拡大防止対策の推進（146）・・・48頁
 - 7 獣害対策の推進（147）・・・50頁

- 5 環境を守る
 - 1 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり（151）・・・52頁
 - 2 廃棄物総合対策の推進（152）・・・54頁
 - 3 豊かな自然環境の保全と活用（153）・・・56頁
 - 4 生活環境保全の確保（154）・・・58頁

Ⅱ 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

- 1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進
 - 1 人権が尊重される社会づくり（2 1 1）・・・60頁
 - 2 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進（2 1 2）・・・62頁
 - 3 多文化共生社会づくり（2 1 3）・・・64頁

- 2 学びの充実
 - 1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成（2 2 1）・・・66頁
 - 2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成（2 2 2）・・・70頁
 - 3 特別支援教育の推進（2 2 3）・・・74頁
 - 4 安全で安心な学びの場づくり（2 2 4）・・・76頁
 - 5 地域との協働と信頼される学校づくり（2 2 5）・・・78頁
 - 6 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実（2 2 6）・・・80頁
 - 7 文化と生涯学習の振興（2 2 7）・・・82頁

- 3 希望がかなう少子化対策の推進
 - 1 県民の皆さんと進める少子化対策（2 3 1）・・・86頁
 - 2 結婚・妊娠・出産の支援（2 3 2）・・・88頁
 - 3 子育て支援と幼児教育・保育の充実（2 3 3）・・・90頁

- 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進
 - 1 競技スポーツの推進（2 4 1）・・・94頁
 - 2 地域スポーツと障がい者スポーツの推進（2 4 2）・・・96頁

- 5 地域の活力の向上
 - 1 南部地域の活性化（2 5 1）・・・98頁
 - 2 東紀州地域の活性化（2 5 2）・・・100頁
 - 3 農山漁村の振興（2 5 3）・・・102頁
 - 4 移住の促進（2 5 4）・・・104頁
 - 5 市町との連携による地域活性化（2 5 5）・・・106頁

Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

- 1 持続可能なもうかる農林水産業
 - 1 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上（311）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108頁
 - 2 農業の振興（312）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110頁
 - 3 林業の振興と森林づくり（313）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112頁
 - 4 水産業の振興（314）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116頁

- 2 強じて多様な産業
 - 1 中小企業・小規模企業の振興（321）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118頁
 - 2 ものづくり産業の振興（322）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122頁
 - 3 Society 5.0時代の産業の創出（323）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124頁
 - 4 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進（324）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128頁

- 3 世界の三重、三重から世界へ
 - 1 世界から選ばれる三重の観光（331）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130頁
 - 2 三重の戦略的な営業活動（332）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132頁
 - 3 国際展開の推進（333）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134頁

- 4 多様な人材が活躍できる雇用の推進
 - 1 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援（341）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136頁
 - 2 多様な働き方の推進（342）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138頁

- 5 安心と活力を生み出す基盤
 - 1 道路網・港湾整備の推進（351）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140頁
 - 2 安全を支え未来につなげる公共交通の充実（352）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・144頁
 - 3 安全で快適な住まいまちづくり（353）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148頁
 - 4 水資源の確保と土地の計画的な利用（354）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150頁

<行政運営>

施策の推進を支えるために

- 1 「みえ県民力ビジョン」の推進
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154頁
- 2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156頁
- 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158頁
- 4 適正な会計事務の確保
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160頁
- 5 広聴広報の充実
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162頁
- 6 スマート自治体の推進
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・164頁
- 7 公共事業推進の支援
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166頁

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

〈施策〉

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日頃から防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地区防災計画等の作成に取り組んでいる市町数（累計）						
「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合						
大雨等の際に避難行動をとる県民の割合						
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）						

現状と課題

- ①近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- ②災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- ③自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整えることが必要です。
- ④大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していくことが必要です。
- ⑤住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援するみえ防災コーディネーターを育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、防災活動に取り組む地域等へ登録した人材の派遣を行います。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会を開催するほか、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発に取り組めます。さらに、「みえ防災・減災センター」のハブ機能・シンクタンク機能の充実を図り、企業や市町・自主防災組織等の活動支援を行います。
- ②企業の防災力の向上に向けて、「みえ防災・減災センター」において、「みえ企業等防災ネットワーク」を通じた企業間連携の促進や、企業BCP等の策定につながる企業内研修の開催などを支援します。
- ③地域の防災力の向上を図るため、これまでの地震・津波災害に、新たに風水害、土砂災害を追加した避難計画策定支援ツールを構築し、適切な避難行動や地区防災計画の策定を促進します。あわせて、「避難所運営マニュアル」策定に向けた取組等を支援します。
- ④頻発する風水害から住民の命を守るため、適切な避難行動につなげる「共助」の取組を総合的・一体的に実施しようとする市町を支援するとともに、南海トラフ地震対策等の充実・強化のための取組を促進します。また、県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の避難対策を支援します。
- ⑤家族同士の呼びかけによる避難行動の促進や、県民の皆さん等から収集した情報を災害対策活動に活用するため、A1等を活用して「自助」「共助」の取組を促進する仕組みを構築します。また、「防災みえ.jp」のホームページやメールにより、気象情報や災害情報を提供するとともに、SNS(LINE、ツイッター)で県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用を図ります。

教育委員会

- ⑥県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配布し、学校における防災教育を推進します。また、防災ノートの家庭への持ち帰りを促進し、保護者と話し合うことで、児童生徒が理解を深めるとともに、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑦家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、教職員の防災にかかる資質の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣して現地の方との交流や学習を行い、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑧災害時の学校運営等についての専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時に学校を支援するため、これら教職員により構成される「災害時学校支援チーム(仮称)」を設置します。また、民間団体・企業等と連携し、災害時の子どもの居場所の確保、学習支援や心のケア等に取り組みます。

環境生活部

- ⑨大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画します。また、「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備を図ります。

県土整備部

- ⑩戸別訪問やさまざまな防災イベント等の機会に、住宅所有者に木造住宅の耐震化を直接働きかけるとともに、設計者や施工者等に対して耐震化支援制度や適切な補強工法の普及を図ります。引き続き、無料耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進するとともに、耐震性がない危険な空き家対策に取り組む市町に対する支援を行います。
- ⑪耐震改修促進法により耐震化を促進している不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、早期に耐震改修工事が完了するよう、また、第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物については、耐震診断および耐震改修工事等を実施するよう、引き続き、市町と連携して所有者等に必要な支援を行います。

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数						
業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合						
消防団員の条例定数の充足率						

現状と課題

- ①東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- ②「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ③災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ④学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- ⑤消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

- ①三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画に基づく防災・減災対策の取組を進めており、引き続き着実に取組の推進を図ります。また、前年度の取組状況をまとめた実績レポートを作成し、的確な進捗管理を行います。さらに、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行います。
- ②南海トラフ地震による津波を早期に検知し、県民に速やかな避難を促す緊急速報メールの発信や津波到達時間等の情報把握を行う「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を運用します。
- ③「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」をふまえて作成する研修計画に基づき、災害（被災）イメージ力の向上等を図るための研修教材の作成、および役割や階層に応じた研修を実施し、県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。
- ④災害対策活動体制について、国・県・市町・防災関係機関等が連携したさまざまな訓練等を通して、充実・強化を図っていきます。
- ⑤地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークにおける設備の適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備および有線系通信設備等について、より信頼性の高い設備に更新する等の再整備を計画的に行います。
- ⑥震度情報の収集により、関係機関が地震対策の分析や地震発生時に迅速な災害対応等が行えるよう、震度情報システムについて適正な維持管理を行うとともに、より信頼性の高い設備に更新する等の再構築を行います。

- ⑦市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、市町における受援体制の整備支援を引き続き進めます。
- ⑧「三重県版タイムライン」を運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげるため、「市町タイムライン基本モデル」を活用して、全ての市町でタイムラインが策定されるよう支援していきます。
- ⑨物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行うとともに、地震等でライフラインが断絶した場合でも、水・燃料等を使わずに授乳することができる乳児用液体ミルクをはじめとする発災初期に必要な備蓄の確保のほか、食品アレルギーへの対応について、市町に働きかけます。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ⑩広域防災拠点について、必要な点検のほか、適切な維持管理を行います。
- ⑪広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域2市2町と連携し、広域避難に係る訓練と検証を進めるとともに、「桑員地域広域避難タイムライン」（仮称）の策定を支援します。
- ⑫「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、市町と連携して、県民に対して、防災対応の必要性を普及啓発するとともに、県、市町、関係機関、企業、県民等がそれぞれ行うべき対策を検討するなど、地域の防災対応力の充実・強化につなげます。
- ⑬有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した図上訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。
- ⑭減少傾向にある消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入及び女性消防団員加入促進の取組を誘導するとともに、幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進め、消防団の充実・強化を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進等に取り組みます。
- ⑮高圧ガス等の産業保安については、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

医療保健部

- ⑯災害時においても全ての病院で必要な医療が提供できるよう、引き続き、BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルの整備促進と定着化を図ります。また、災害医療を支える人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター研修等の内容を充実するとともに、DMATの訓練への参加促進や、災害看護研修を実施します。さらに、DPATについては、研修会の開催やDMAT等との連携を推進するとともに、災害拠点精神科病院を指定するなど、災害精神医療体制の強化を図ります。加えて、災害薬事コーディネーターの継続的な研修を行うなど、災害時の円滑な医薬品等の供給体制の充実を図るとともに、DHEATの体制強化のため、県職員が構成員となるための専門研修の受講や、DHEATを理解し、受援等を円滑化するための研修会を開催します。

教育委員会

- ⑰県立学校施設の老朽化に伴う危険を防止するため、老朽化対策に計画的に取り組むとともに、猛暑に備えるための空調整備を進めます。

警察本部

- ⑱ 県警察では、大規模災害発生時において、被害状況を早期に把握し、救助体制を確保するために必要な装備資機材を配備します。また、救出救助等の災害警備活動を迅速かつ的確に実施するため、各種防災計画等に関する県、市町等との協議・検討を進めるほか、装備資機材を活用した実戦的な訓練を実施します。

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）						
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）						
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率						

現状と課題

- ①平成30年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- ②「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- ③河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

県土整備部

- ①令和元（2019）年8月の前線に伴う九州の豪雨や9月上旬に本県北部を中心に発生した大雨など、頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。河川については、重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁・堰等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。砂防については、土砂災害防止施設の整備により要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全に取り組みます。海岸については、高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を進めます。また、河川・海岸・砂防の国直轄事業や本体工事に着手した川上ダムの早期完成を引き続き促進します。鳥羽河内ダムについては、引き続き、本体工事の着手に向けた工食用道路の整備を進めます。また、令和元（2019）年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みます。
- ②県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動に資するソフト対策として、洪水浸水想定区域図の作成、水位・雨量情報システムの更新、簡易型河川監視カメラの設置などを進めます。また、土砂災害警戒区域等の指定については、令和3（2021）年中の完了をめざすとともに、地形改変など再調査が必要となった箇所について、2巡目の基礎調査に取り組みます。

- ③河川堆積土砂および河川内の樹木については、河積阻害により浸水被害を助長するおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討しながら撤去・伐採を進めるとともに、災害復旧事業および砂利採取制度の活用も図りながら撤去を進めます。さらに、治山部局との連携により、土砂の発生抑制に向けた取組を促進するとともに、市町管理区間の堆積土砂撤去を含めた河川全体の情報共有を行い、撤去の連携を図ります。老朽化が進んでいる河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画的な施設の修繕・更新を行います。また、あわせて定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な維持管理を行います。
- ④地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、宮川ダム洪水吐ゲートの耐震対策を進めます。また、県南部においては短時間で大きな津波に襲われることが想定される海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。
- ⑤災害発生時に対応できる輸送機能確保のため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を引き続き進めます。

農林水産部

- ⑥頻発・激甚化する自然災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、治山施設の整備や海岸保全施設の整備を推進します。
- ⑦台風等による山地災害や被災した治山施設の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。また、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるとともに、過去に整備した治山施設の長寿命化計画を策定し、老朽化した治山施設の機能回復を図るため、改修等を実施します。
- ⑧農地・漁港海岸堤防については、海岸堤防等の耐震・耐津波対策を計画的に実施するとともに、長寿命化計画に基づき適切な機能維持に取り組み、大規模地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図ります。

施策121

地域医療提供体制の確保

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療構想の進捗度						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	地域医療構想における必要病床数の達成に向けた、医療機能ごとの割合の進捗度と、病床総数の進捗度の平均					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
病院勤務医師数						
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合						

現状と課題

- ①「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携、在宅医療等の充実にに向けた取組をさらに進めていく必要があります。

- ②医師確保対策を総合的に進めてきたところ、過去10年間（平成18（2006）～平成28（2016）年）の医師数の増加が全国13位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。一方、人口10万人あたりの医師数は、依然として全国平均を下回っているなど、医師不足の状況は続いており、また、地域偏在や看護職員の不足等も課題となっていることから、地域医療に従事する医師・看護職員の確保・定着を図っていく必要があります。
- ③救急搬送件数が増加する中、高齢化の進展等をふまえ、救急医療体制をより一層、充実・強化していく必要があります。また、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ④こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- ⑤国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と共に各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

医療保健部

- ①地域医療構想の達成に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議および病床を有する医療機関等の意見交換会において、各医療機関の令和7（2025）年に向けた具体的対応方針に係る合意形成を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能転換や病床規模の適正化に対する支援を行うことで、病床の機能分化・連携を促進します。また、第7次三重県医療計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）について、中間見直しに取り組みます。
- ②地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえ、在宅医療・介護連携アドバイザーの派遣、地域連携体制の強化に向けた研修、普及啓発等に取り組みます。
- ③医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師の偏在解消に向けた取組を進めます。また、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムに基づく、地域枠医師および医師修学資金貸与者等に対するキャリア支援や医師不足地域への医師派遣を確実なものとするため、三重県地域医療支援センターの体制の強化・充実を図ります。
- ④看護職員の確保について、三重県ナースセンターにおいて、求職者への就業斡旋を実施するとともに、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、情報発信や就業相談など再就業に向けた支援を行います。また、在宅医療等を担う看護職員の育成のため、一志病院に設置した三重県プライマリ・ケアセンターにおいて、プライマリ・ケア エキスパートナースの育成に取り組むとともに、特定行為研修の受講促進にも取り組みます。さらに、助産師については、助産実践能力の向上等に向けて、助産師出向システムの取組を進めます。
- ⑤次世代の医療人材の育成に向けて、県内の中・高校生や医学生等を対象に地域医療の魅力を伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組みます。また、医療分野の国際連携など県内の関係大学との連携を図りながら、看護職のリーダー養成など医療人材の育成に取り組みます。

- ⑥医師や看護職員の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー等による医療機関への助言・支援に取り組むとともに、引き続き、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。
- ⑦三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑧重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援します。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカーの運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組みます。
- ⑩医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組の検討を進めながら、県内医療機関における医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。
- ⑪国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めます。また、国保制度をさらに持続可能なものとするために三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しながら、保険者努力支援制度等を最大限活用し、特定健診受診率の向上、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化や収納率の向上等に資する市町の取組を促進します。
- ⑫引き続き、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的とした子どもの医療費の窓口無料（現物給付）化に取り組むなど、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。

防災対策部

- ⑬救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組みます。

病院事業庁

- ⑭県立こころの医療センターについては、本県における精神科医療の中核病院として、政策的医療や専門的医療に取り組むとともに、訪問看護やデイケア等の地域生活支援を実施し、多様な医療ニーズに応じたサービスを提供します。
- ⑮県立一志病院については、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践や研究、プライマリ・ケア人材の育成等に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・予防等の多職種連携の促進に取り組みます。
- ⑯県立志摩病院については、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら、診療機能の回復・充実に取り組みます。また、現行の指定管理期間が令和3（2021）年度で終了することから、次期指定に向けて取り組みます。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）						
県内の介護職員数						

現状と課題

- ①団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。

- ②施設サービスを必要とする方の増加が見込まれる中で、市町とも連携し、介護基盤の整備を進めることにより、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図る必要があります。
- ③介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保が課題となっており、市町や関係団体と協働して、総合的な対策を行っていく必要があります。
- ④認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方も含め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- ⑤高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）」に基づき、「第7次三重県医療計画」と一体となって、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、同計画に基づく取組や実績等を検証し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組みます。
- ②施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、介護人材の確保の取組をふまえた特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域に必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ③介護従事者を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付、介護職場の魅力発信の取組を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、退職者や外国人材などの参入促進、資質向上・労働環境の改善等に取り組みます。また、介護職員の業務負担軽減に資する介護ロボットや生産性向上につながるICTの導入促進に向けて取り組むとともに、引き続き、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みの運用や、平成30（2018）年度に作成したマニュアルの活用による介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援、令和元（2019）年10月からの処遇改善の円滑な実施に取り組みます。
- ④認知症について、「認知症サミット in Mie」における「パール宣言」に係るフォローアップ調査の結果をふまえつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症サポーターのステップアップによるチームオレンジの立ち上げ支援、認知症の人によるピアサポート活動の支援を行うとともに、市町との協働によるSIBを活用した認知症予防に係る取組の検討等を行います。また、地域における相談支援体制の充実を図るため、認知症疾患医療センターの更新、認知症コールセンターの設置、若年性認知症コーディネーターの配置等を引き続き行うとともに、成年後見制度利用促進に係る中核機関設置等の市町の取組を支援します。
- ⑤介護予防・重度化防止等に係る市町・地域包括支援センターの取組を支援するため、地域支援事業に係る研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザーの派遣等を行います。また、地域の生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターやサービスの担い手となる高齢者団体の育成等を行い、市町の取組を支援します。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)						
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数						
がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)						

現状と課題

- ①がんは、県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっています。「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的かつ計画的ながん対策を推進していく必要があります。
- ②がんの予防や早期発見を推進するためには、生活習慣の改善や、がん検診および精密検査の受診率向上を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂をふまえたがん教育を推進する必要があります。
- ③国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、県内のがん診療連携体制を整備するとともに、蓄積されたがん登録データを活用して、がんの早期発見やがん治療の推進につなげる必要があります。
- ④がん患者やその家族の持つ不安や悩みを軽減し、がんとの共生しながら可能な限り質の高い療養生活を送ることができるように、緩和ケアの推進や、相談支援体制、情報提供等の充実が必要です。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画(第4期三重県がん対策戦略プラン)」における、「がん予防」や「がん医療の充実」、「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。
- ②イベント等のあらゆる機会をとらえて、県民に対してがんに関する正しい知識の普及啓発を行います。また、学習指導要領の改訂によるがん教育の全面実施に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、学校におけるがん教育の円滑な導入のための支援を進めます。
- ③各種がん検診や精密検査における受診率向上を図るため、ナッジ理論などの新たな手法を活用したがん検診の受診勧奨に取り組む市町への支援や、「三重とこわか県民健康会議」において企業、関係機関・団体、市町との連携による取組を実施します。また、市町や保険者等の取組状況の情報提供や市町担当者に対する研修会を実施します。
- ④がん医療の一層の充実を図るため、がん医療に携わる医療機関の施設・設備整備等を引き続き支援するとともに、国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、三重県がん対策推進協議会等において県のがん診療連携体制の検討を行います。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等関係機関と連携して、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、市町、医療機関等への情報の提供や県民への地域のがん状況の発信など、情報の利活用を進めます。
- ⑥医師、看護師等が緩和ケアの専門的な知識や技術を習得するため、がん診療連携拠点病院等において実施される緩和ケア研修への参加が促進されるよう関係者に働きかけを行います。また、緩和ケアに関する正しい知識を広く県民に啓発するため、地域の緩和ケアネットワークにおける活動を引き続き支援します。
- ⑦三重県がん相談支援センター等において、引き続きがん患者とその家族のための相談を実施するとともに、治療早期から支援を受けられるよう相談窓口の周知を行います。また、医療機関や労働局等の関係機関と連携し、がん患者が治療と仕事を両立できるよう柔軟な勤務体制など労働環境の整備について働きかけます。今後も、三重県がん相談支援センター等との情報交換会を開催するなど、がん患者とその家族への相談支援や、治療と仕事の両立支援ができる環境づくりを進めます。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21（第2次）」の目的のひとつであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
特定健康診査受診率						
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）						

現状と課題

- ①「人生100年時代」を迎える中、県民の皆さんの健康への関心がより一層高まっている一方で、県民の皆さんの約半数が健康づくりに取り組んでいないことが課題となっています。
- ②糖尿病については、年齢調整受療率は全国第2位となっているものの、新規透析患者数は減少傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、健康づくりの取組を進めるとともに、県民による主体的な健康づくりに取り組んでいます。

- ③人口減少が進む中、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためには、企業等における健康経営の推進が必要です。
- ④「全国トップクラスの健康づくり県」をめざすため、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータや最新テクノロジーを活用しながら、健康無関心層を含めた全ての県民に対して、健康づくりの取組を推進するとともに、企業における主体的な健康経営の取組を推進することが必要です。
- ⑤むし歯のない12歳児の割合が全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が必要です。また、さまざまなニーズに対応するため、在宅歯科医療や障がい児（者）歯科診療、医科歯科連携の推進が必要です。
- ⑥難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医の育成や指定医療機関の増加に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の拡充に取り組む必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を引き続き図り、企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進します。また、企業、関係機関・団体、市町等で構成される「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、「とこわか健康会員」認定制度の普及定着や、「三重とこわか健康経営大賞」による表彰、インセンティブ制度の創設により、企業における健康経営を推進します。
- ②健康無関心層を対象とし、ウェアラブル機器による食事や運動データの見える化やSNS等での健康情報の発信を行うなど、望ましい食生活や運動への意識づけを行い、エビデンスを蓄積・分析して、得られた効果を「三重とこわか県民健康会議」を通じて横展開します。
- ③さまざまな主体と連携して食育活動を推進することで、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について広く県民に啓発を行います。
- ④糖尿病の発症予防や重症化予防についての取組を推進するため、引き続き保健、医療関係者の人材育成を図ります。また、早期からの介入により対策を進めるために、関係機関・団体、市町と連携し、生活習慣病予防の啓発や糖尿病予防の相談会を実施するなど、重症化予防の取組を進めます。
- ⑤健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策について、引き続き事業者等からの相談に対応します。また、「三重とこわか県民健康会議」等を通じて、事業者に受動喫煙防止の取組について啓発を行うとともに、助言・指導などに取り組めます。
- ⑥市町等と連携し、フッ化物洗口モデル事業を促進するなど、フッ化物洗口の拡大に取り組めます。また、地域口腔ケアステーションを窓口とし、在宅歯科医療や障がい児（者）歯科診療、医科歯科連携が推進されるよう、引き続き、連絡会議や研修会を開催し、医療、介護関係者等と連携した取組を進めます。
- ⑦難病医療費助成制度を円滑に運営するため、難病指定医研修による指定医等の育成や、指定医療機関の増加に取り組めます。また、難病診療連携拠点病院および難病診療分野別拠点病院を中心に医療提供体制や相談支援体制の充実を図るとともに、難病相談支援センターにおいて、難病患者やその家族の療養生活のQOL向上を図るため、ハローワーク等と連携し、生活・療養相談、就労支援を行います。

⑧骨髄バンクの円滑な実施に向け、ドナー登録を推進するボランティア団体、三重県赤十字血液センターや市町等の関係機関と連携を図りながら、若年層を中心とした骨髄バンクに関する正しい知識の普及啓発や骨髄提供希望者（ドナー）の確保に取り組むとともに、ドナー休暇制度の普及等により骨髄提供しやすい環境づくりを行います。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
市町地域福祉計画の策定数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	市町における地域福祉計画の策定数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
子ども・若者の自殺死亡率						
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数						
ヘルプマークを知っている県民の割合						

現状と課題

- ①相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- ②刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- ③福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ④ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備することが必要です。
- ⑤生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要です。
- ⑥ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要です。
- ⑦戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していくことが必要です。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

子ども・福祉部

- ①令和元（2019）年度に策定予定の「三重県地域福祉支援計画」に基づき、地域における支え合い体制や暮らしを支える取組の推進を図り、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりや、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業などの取組を、市町とも連携しながら進めます。
- ②犯罪をした者等による再犯を防止するため、令和元（2019）年度に策定予定の「三重県再犯防止推進計画」に基づき、高齢、または障がいを有することにより福祉サービス等が必要な矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に地域生活に移行し、安定した生活を送れるように支援するなど、国や市町、民間団体と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に取り組みます。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が制度改革の趣旨に基づき適切に運営されるよう、所轄庁である市と連携して支援します。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設の第三者評価の取組や福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めます。

- ⑤高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどの生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるよう、相談支援包括化推進員等の人材を養成するなど、市町と連携して包括的な支援体制の整備を進めます。
- ⑥生活困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理支援事業の実施等による日常生活自立、社会生活自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者支援については、三重県生活相談支援センターに新たにアウトリーチ支援員を配置し、社会的孤立状態にある方への支援に取り組むとともに、引き続き、関係機関との連携を図り自立支援に取り組みます。また、福祉事務所設置自治体に対して、地域の実情に合わせた支援員等の資質向上のための研修を実施するとともに、取組事例等などの情報提供を行い、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実、強化されるよう進めていきます。
- ⑦「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に沿って、さまざまな主体と連携し、ヘルプマーク、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発や学校出前授業の実施など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑧県有施設のバリアフリー化の状況の調査・評価をふまえて、「県有施設のUD整備指針」（仮称）を作成し、誰もが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証について普及啓発を行い、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑨県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

医療保健部

- ⑩総合的・計画的に自殺対策を推進するため、引き続き関係機関・民間団体、市町等と連携し、支援者等の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する正しい知識の啓発に取り組みます。また、悩みを抱える人々を相談機関につなげることができるよう、ICTを活用し相談窓口を案内するなど、積極的な周知を図ります。引き続き、県内全域で各地域の実情に応じた自殺対策が展開されるよう、市町自殺担当者への情報提供や人材育成等に取り組みます。
- ⑪ひきこもりへの支援として、ひきこもり地域支援センターにおいて、本人や家族への専門相談、家族教室、家族のつどいを開催するとともに、支援者の人材育成などに取り組みます。

施策132

障がい者の自立と共生

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数						
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数						

現状と課題

- ①障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取組を進める必要があります。
- ②農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が多様な担い手としてさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- ③障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材の育成体制構築を推進する必要があります。
- ④精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神的不調を来した場合も早期かつ適切に医療が受けられるよう、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- ⑤障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」、「障害者虐待防止法」などの法令整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

子ども・福祉部

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、多様性を認め合い、生きがいおよび安心を実感できる共生社会づくりのための障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。また、同プランが最終年度を迎えることから、これまでの取組をふまえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする次期プランの策定に取り組めます。
- ②障がい者の地域生活を支援するための障害福祉サービスの確保を図るとともに、令和2（2020）年度社会福祉施設等整備方針に基づき、グループホームや日中活動の場等の整備促進に取り組めます。また、障がい福祉分野の人材支援のため、国庫補助を活用して、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等導入に対する支援に取り組めます。
- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズチーム機能構築等の多職種連携や医療的ケア児・者の受け皿拡充を推進します。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行うとともに、民間企業への営業活動の強化や啓発等により受注拡大を促進します。また、障害者優先調達推進法に基づく令和2（2020）年度調達方針を策定し、調達目標額達成のために各部局と連携し、発注内容の切り分けや新たな発注の開拓など発注内容の多様化を進め、一層の調達拡大を図ります。

- ⑤障がい者の地域生活を支援するため、専門的・広域的な相談支援を地域の相談支援と連携して行うことで、市町における相談支援提供体制構築と強化を図ります。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づく研修の実施や、基幹相談支援センターの設置と機能強化により、地域における人材育成体制づくりを推進し、相談支援専門員の人材育成と相談支援の質の向上に努めます。
- ⑥障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、障がい者差別解消専門相談員による相談対応、紛争解決を図るための体制整備を進めます。また、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。
- ⑦障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障害者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ⑧誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげるため、「三重県手話施策推進計画」に基づき、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行います。
- ⑨障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者団体等と協働して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、障がい者スポーツ教室やレクリエーション教室の開催など、障がい者が生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めます。

農林水産部

- ⑩障がい者等が農林水産業の新たな担い手として活躍できるよう、全国ネットワークや民間協議会と連携して、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、農林水産事業者等における施設外就労を促進するなど、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。また、ノウフク商品の開発や販路拡大、ノウフクJASの認証取得に向けた取組を促進します。さらに、生きづらさや働きづらさを感じる若者等を対象として、農作業を通じた就労・社会参加支援の取組を進めます。

医療保健部

- ⑪「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組について、実施圏域の拡大に努めるなど、さらなる事業の充実を図ります。また、依存症対策として、アルコール依存症の自助グループと治療拠点機関等による連携した早期介入の取組や、治療拠点機関と専門医療機関との連携による人材育成および効果的な啓発を行います。さらに、ギャンブル等依存症対策として有識者会議を設置し、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定します。

施策133

児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どもが守られています。また、全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援や、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数						
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）						

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、相談業務へのA I活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイトの養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意を改めて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めています。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- ②平成 23 (2011) 年 3 月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成 27 (2015) 年 3 月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成 28 (2016) 年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であるとともに、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

令和 2 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①児童相談所における対応力の強化のため、A I技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。
- ②令和 4 (2022) 年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ③市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。
- ④多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- ⑤令和元(2019)年度に策定予定の「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- ⑥施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。
- ⑦児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設や企業、NPO等が連携・協力し、退所後の就労や生活を支援するため、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

施策141

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
刑法犯 認知件数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
2年度目標値 の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「子ども安全・ 安心の店」認定 事業所数						
重要犯罪の 検挙率						
交番・駐在所の 機能強化数						
犯罪被害者等 支援施策集を 作成した市町数						

現状と課題

- ①県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、平成 30 (2018) 年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪^{注) 1}や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の女兒が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集める凶悪事件が全国的に相次いで発生していることもあいまって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- ②このような現状において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- ③犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等と連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

注) 1 重要犯罪：殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

警察本部

- ①県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、多様な主体と連携・協働し、犯罪防止に向けた取組を推進します。そのため、自主防犯活動の活性化を図るための支援、人身安全関連事案に対する被害者の安全確保を最優先とした対処、子どもの安全確保、少年の非行防止、高齢者等を狙った特殊詐欺の予防対策などの取組を強化するとともに、サイバー空間における脅威に対処するための人的および物的基盤の強化を図ります。
- ②迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の徹底検挙を図ります。
- ③警察活動を支える基盤を強化するため、地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所の機能強化を推進するほか、警察署を含めた警察施設のセキュリティ強化にも取り組むなど、警察活動に必要な装備資機材等の整備充実を図ります。
- ④今後、県内外で開催される大規模行事を見据え、テロの未然防止に向けて、引き続き、県民の皆さんの理解と協力を得つつ、官民一体となった各種テロ対策に加え、施設管理者と連携した集客施設、公共交通機関等の警備強化を推進します。

環境生活部

- ⑤多様な主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、市町と一層の連携強化を図りつつ、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」のさらなる具現化を進めます。

⑥令和元（2019）年12月に策定（予定）する「三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」に基づき、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を適切に提供するため、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、研修会の開催等により支援従事者を育成します。また、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、犯罪被害者等に対する県民の理解を深める取組を推進します。

施策142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から24時間以内の死者数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死傷者数						
高齢運転者事故件数						
飲酒運転事故件数						
「ゾーン30」整備地区数（累計）						
運転者のシートベルト着用率						

現状と課題

- ①県内の交通事故死者数・交通事故死傷者数は、長期的には減少傾向にあります。平成 30 (2018) 年は、交通事故死傷者数は平成以降最少、交通事故死者数は過去最少レベルにあります。県民の皆さんが安全安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- ②飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者がなくなる現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着や、アルコール依存症などの関連問題を含めた取組が求められています。
- ③全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、本県でも高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあり、また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。
- ④人口 10 万人あたりの死者数が、都道府県別にみて常に多いことから、交通事故死者数のさらなる減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発、交通指導取締りや交通安全施設の整備など、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

令和 2 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①三重県交通対策協議会の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動等を通じて、高齢者の交通事故の防止や、横断歩道での歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底など「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な広報啓発活動を展開します。
- ②飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ③高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進や、運転免許証自主返納制度、自主返納サポートみえの一層の周知などに取り組むとともに、高齢運転者を対象としたセミナー等とあわせて進めていくことで相乗効果を高める取組を推進します。
- ④三重県交通安全研修センター等において、子どもから高齢者まで広く県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成や、出前方式の交通安全教育などを展開します。

警察本部

- ⑤子どもや高齢者等の交通弱者の安全な通行を確保するため、生活道路を中心に横断歩道等の塗り替えを進めるとともに、老朽化した交通安全施設の更新・建替を推進します。
- ⑥交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、移動オービス等の効果的な活用を図り、交通安全の確保に取り組めます。また、あおり運転に関連する違反や横断歩行者等妨害等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

施策143

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合（環境生活部くらし・交通安全課調べ）					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数						
消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合						

現状と課題

- ①高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場など、消費者の利便性が高まる一方で、新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、一層の消費者教育、啓発活動を行うとともに、消費者に身近な市町における相談体制の充実に向けた取組が必要です。
- ②民法の改正により、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大防止に向けた取組の強化が必要です。
- ③消費生活相談件数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の消費者トラブル防止のための取組を一層進めるとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組が必要です。
- ④不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していくことが必要です。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめ、市町等、多様な主体との連携を強め、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けた取組を推進します。また、県消費生活センターにおいて専門的な相談対応や、県・市町の相談員等を対象とした研修を行うとともに、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ②民法の成年年齢引下げを見据え、若年者を対象とした出前講座等を行うとともに、教育機関等と連携し、若年者向けの消費者教育に取り組みます。また、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識を高めるための取組を推進します。
- ③高齢者の消費者トラブルの防止に向け、県内各地で出前講座を行うとともに、市町で実施される地域の見守り力向上の取組とも連携し、「消費者啓発地域リーダー」による地域における自主的な取組、啓発活動を促進するための取組を推進します。
- ④国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスに係る不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策144

医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（治癒の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く。）					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合						
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数						
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合						

現状と課題

- ①医薬品等製造業者等への監視指導や、県民の皆さんへの医薬品等の適正使用のための情報提供などを行うとともに、患者本位の医薬分業の実現等をめざし「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進しています。引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るとともに、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- ②動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29(2017)年5月に開所し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術などの引取り数を減らす取組、譲渡事業等に取り組んだところ、犬・猫の殺処分数が大幅に減少しました。引き続き、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、取組を推進する必要があります。
- ③民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んでいます。近年、若年層を中心に大麻事犯検挙者数が増加していることから、これまで以上に薬物乱用防止対策を進める必要があります。
- ④生活衛生営業施設等に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っています。引き続き、施設における衛生確保を図るため、監視指導などに取り組む必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理に関する技能の向上を図るとともに、医薬品等を使用する側の県民の皆さんに対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組めます。引き続き、後発医薬品の製造施設の監視や製品検査に取り組むとともに、関係団体と連携し、後発医薬品の適正使用の推進に取り組めます。
- ②在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬局・薬剤師を支援するとともに、女性薬剤師の復職支援等、薬剤師の確保支援を進めます。また、薬剤師会と連携し、研修会の開催等により、災害薬事コーディネーターの養成に努めます。
- ③将来的に安定して血液を供給するためには、若年層の協力が必要不可欠であることから、高等学校における献血セミナーの開催や高校生、大学生等の献血ボランティアとの連携を推進するとともに、献血セミナーの受講者等が実際に献血者に結びつく取組の充実を図ります。
- ④「あすまいる」を動物愛護管理の拠点として、殺処分ゼロに向け、犬・猫の譲渡や、飼い主のいない猫の減少に向けた不妊・去勢手術、動物愛護教室の普及啓発活動等を推進します。また、県獣医師会等関係団体と連携し、災害時などの危機管理対応に取り組むとともに、ボランティア等のさまざまな主体との協創の取組を推進するなど、3つの取組をさらに充実します。
- ⑤薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き、「三重県薬物乱用対策推進本部」等を活用し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、大麻等の薬物乱用防止に取り組めます。
- ⑥生活衛生営業施設等における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。

【主担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む。）の割合					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合						
特定家畜伝染病発生防止率						

現状と課題

- ①食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- ②食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります。

- ③食品事業者は、食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理や、食品表示法の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- ④食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理ならびに安全・安心な農水産物の生産システムの構築を図る必要があります。
- ⑤家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内養豚農場での豚コレラ発生をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、まん延防止に向けた取組を進める必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

医療保健部

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。
- ②全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理等に対応する必要があることから、引き続き、改正食品衛生法を周知するほか、説明会の開催や県食品衛生協会と連携した相談対応等必要な支援を行います。
- ③令和2（2020）年度に開催される「三重とこわか国体競技別リハーサル大会」や、令和3（2021）年度に開催される「三重とこわか国体・三重とこわか大会」の開催に向け、宿泊施設や弁当調整施設における監視指導を実施します。

農林水産部

- ④食品に対する県民の信頼確保を図るため、食品の科学的な検査や食品事業者等を対象とした研修会等を通じて関係法令等の遵守・徹底や食品関連事業者のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、出前トーク等により消費者に対する積極的な情報提供に努めます。また、「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。
- ⑤安全・安心な農水産物の生産と安定供給に向けて、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等生産資材の適正な生産・販売および使用が確保されるよう監視・指導を実施します。
- ⑥家畜伝染病の発生防止に向けて、生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導します。また、万一の発生時に迅速な対応ができるよう防疫体制の強化に向けて、引き続き、関係機関等に対する防疫研修等を実施するとともに、精度の高い検査体制の整備に取り組みます。特に、豚コレラについては、飼養豚に対する予防的ワクチン接種の取組を進めるとともに、野生いのししによる豚コレラ感染拡大の防止を図るため、経口ワクチンの散布や野生いのししの生息数の低減に取り組みます。

【担当部局：医療保健部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が確かな情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
感染症危機管理に関する訓練実施率						
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率						

現状と課題

- ①感染症予防を普及啓発するための人材の養成や感染症発生動向調査システムの活用による情報発信等を行うことで、危険性の高い感染症の集団発生の抑止に取り組んでいます。今後も感染症の流行状況に応じた情報発信や普及啓発が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催やシステム活用による情報発信等、感染予防・拡大防止の取組を推進していくことが必要です。

- ②エボラ出血熱や新型インフルエンザ等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症について、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関の運営や設備整備への支援、防疫用品等の備蓄・更新、発生に備えた関係機関と連携した訓練を行っています。今後も、関係機関と連携した訓練を行うなど、防疫体制の充実を図る必要があります。
- ③HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎ウイルスに対しては、無料検査や相談により、早期発見・早期治療を促進するとともに、風しんについては、妊娠を希望する女性等を対象に無料の抗体検査等を実施し、感染予防につなげる取組を行っています。引き続き、無料検査や相談についての広報を行うなど、感染予防・拡大防止に向けた取組を行っていく必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①感染症の予防や感染拡大防止については、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催や感染症発生動向調査システム等を活用した情報発信等に取り組めます。
- ②発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の更新を行います。また、感染症発生時は、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、関係機関と協力し、県内の全保健所で訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。
- ③HIVや肝炎ウイルスについては、感染の早期発見に向け、保健所が実施しているHIV検査や肝炎ウイルス検査の普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、正しい知識や検査の必要性を啓発することにより感染拡大防止を図るとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組めます。加えて、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、啓発を行うことで制度利用者の増加を図ります。
- ④結核については、早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者については、研修会等を開催するとともに関係者と連携し、治療完遂に向けた支援の充実を図ります。
- ⑤三重県予防接種センターにおいて、予防接種要注意者および渡航者等に対する相談対応や予防接種を実施していきます。また、風しんや輸入症例による患者が増加している麻しんについては、医療機関等を対象に研修会の開催やワクチン接種などの予防対策の普及啓発に取り組めます。なお、先天性風しん症候群の発生予防のため、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象にした無料の風しん抗体検査に取り組むとともに、市町と連携し、昭和37（1962）年4月2日から昭和54（1979）年4月1日の男性を対象とした風しんの追加的対策が円滑に進むよう取り組めます。

【担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体がそれぞれの役割分担のもと、獣害対策に取り組み、獣害が減少することにより、人と野生獣との共生社会が実現し、県民の皆さんが安心して暮らし続けられる三重の実現につながっています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産業被害金額						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	イノシシ、シカ、サル、カワウ等による農林水産業の被害金額					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合						
ニホンジカの推定生息頭数						
食肉処理施設（みえジビエ登録施設）で解体処理された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）						

現状と課題

- ① 獣害対策を集落ぐるみで行う「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行う「被害対策」、捕獲などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組んできた結果、農林水産業の被害金額は着実に減少しています。しかしながら、依然として被害軽減が実感されていない集落があることや、自動車等との衝突事故など生活の安全・安心が脅かされており、さらなる獣害対策の推進が求められています。
- ② 侵入防止柵の整備後の管理など継続的な獣害対策活動を支援していくとともに、地域の状況に応じたきめ細かな対策を進め、被害防止効果の高い取組にしていく必要があります。
- ③ A I等のICTを活用した効果的・効率的な捕獲の推進や、新たに被害が発生した地域における初期対応の徹底など、状況に応じた捕獲の強化を図っていくことが必要です。
- ④ イノシシについては、豚コレラの感染源となっていることから、捕獲の強化や経口ワクチン散布など、発生源の抑制対策が求められています。
- ⑤ 管理目標を定め、計画的な生息管理を行うことにより、野生鳥獣による被害を軽減し、人との共生を進めていくことが必要です。
- ⑥ 捕獲した野生獣のジビエ利用が1割程度に留まっている中、捕獲野生獣のより一層のジビエ利用と農山村地域の所得向上につながる地域資源としての活用が求められています。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ① 集落ぐるみで獣害対策を進める集落を拡大するため、引き続き、集落リーダーとの話し合いや集落座談会および研修会等を開催するとともに、獣害対策に取り組む集落の優れた活動の表彰や、「獣害につよい三重づくりフォーラム」の開催により、機運の醸成を図ります。また、獣害対策の必要な25市町が策定した被害防止計画の達成に向け、侵入防止柵整備や被害防止の捕獲の取組を支援します。さらに、生活被害対策として、関係機関による被害情報連絡会議や鉄道沿線での捕獲を実施し、安全・安心の確保を図ります。
- ② 整備した侵入防止柵の補強・補修を推進するとともに、簡易で省力的な柵の維持・管理方法の実証を行います。
- ③ 近年、増えているわな免許取得者を対象に捕獲力を強化するための研修を実施し、効率的で効果的な捕獲を進めます。また、わなの見回り労力を節減するICT捕獲システムの現地実証を行い、普及・啓発を図ります。
- ④ 豚コレラの感染拡大防止に向けたイノシシの対策は、捕獲重点エリアを設定し、経口ワクチン対策協議会と協力しながら、近隣地域も含めたさらなる捕獲強化を図ります。
- ⑤ 野生鳥獣の生息数管理を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実にを行い、ニホンジカの個体数調整により被害の減少に取り組めます。カワウについては、内水面振興と合わせて駆除対策に取り組めます。
- ⑥ 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用により、みえジビエのさらなる安全性や品質の確保に努め、安定供給に取り組めます。また、豚コレラ発生に係るジビエの風評被害対策を進めるとともに、みえジビエの消費拡大に向け、「みえジビエ推進協議会」と連携して、商品開発や販路拡大に取り組めます。

【担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合						
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率						

現状と課題

- ①平成 27 (2015) 年 9 月、SDGs が国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が協創して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。
- ②大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ③平成 27 (2015) 年 12 月、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。国内においては、令和 12 (2030) 年度に温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減することとしています。
- ④三重県域からの温室効果ガス排出量(森林吸収量を含む)は、平成 28 (2016) 年度には平成 25 (2013) 年度比 2.7%減となっています。排出割合が最も多い産業部門では削減が進んでいますが、民生業務その他部門(オフィス、店舗等)と民生家庭部門については削減が進んでいないことから、一層の取組が必要です。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進めることが必要です。

令和 2 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①ESD の考え方をベースに、三重県環境学習情報センター等を活用して環境学習・環境教育を推進し、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- ②環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築していくため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業が、環境の保全に十分に配慮して行われるように環境影響評価等の取組を進めます。
- ③三重県地球温暖化対策推進条例や三重県地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進するとともに、現行の三重県地球温暖化対策実行計画の改定にあわせ、気候変動適応策を盛り込んだ総合的な計画を策定します。
- ④温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、脱炭素化を見据えた環境経営の促進を図ります。
- ⑤家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネ家電やエコカーへの買換えなど、低炭素なライフスタイルへの転換を促進します。
- ⑥三重県気候変動適応センターを拠点とし、地球温暖化による本県の気候変化やその影響について情報収集および分析を行うとともに、県民の気候変動に対する理解を深めるため、情報提供等を行います。

施策152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（速報値）					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）						
建設系廃棄物の不法投棄件数						
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率						
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数						

現状と課題

- ①県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減されてきましたが、近年は横ばい傾向にあることから、循環型社会の実現に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ②産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は事業活動の影響を受けることもあり、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、資源生産性の高い循環型社会の実現に向けて、事業者による3Rの取組を一層促進する必要があります。
- ③産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- ④過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行うことが必要です。
- ⑤現在、大きな社会問題となっている海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策や食品ロスの削減対策については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用などを重点的に取り組む必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①現行の三重県廃棄物処理計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）の計画期間が満了するため、持続可能な循環型社会の実現に向けて新たな廃棄物処理計画を策定します。また、一般廃棄物の3Rや適正処理を進めるため、市町や事業者等と連携した食品ロスの削減やポストRDFに向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ②産業廃棄物の3Rを進めるため、地域において廃棄物を資源として最大限活用する地域循環圏の形成に向けて、排出事業者と活用する事業者のマッチングを行うなど、廃プラスチックのマテリアルリサイクルの促進などに取り組めます。
- ③産業廃棄物の適正処理に向け、電子マニフェストの普及促進等による排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、不法投棄案件の中で件数・量ともに大半を占めている建設系廃棄物について、法令に基づく排出事業者等の意識向上に資する取組や厳正な監視指導を進めます。さらに、PCB廃棄物について処理期限までに適正に処理されるよう指導を行うとともに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組めます。
- ④産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等がある4事案について、令和4（2022）年度末までに対策工事を完了させるよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。
- ⑤海洋プラスチック問題を含めたプラスチックごみ対策については、河川でのプラスチックごみの流出実態調査結果をふまえた取組やコンビニエンスストア等事業者と連携したワンウェイプラスチックの使用を削減する取組をモデル地域で実施するとともに、食品ロスの削減対策については、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。また、ワンウェイプラスチックや食品ロスの削減などの取組を県内全域に広げていくため、これらを推進する事業所の拡大に取り組めます。

施策153

豊かな自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
自然環境の保全活動団体数						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続している実施団体数の合計					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率						
自然体験施設等の利用者数						

現状と課題

- ①NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有するとともに、保全活動者に対して事業者等がサポートする「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を進めることで、これまで以上に、持続可能な生物多様性の保全活動を促進する必要があります。
- ②県内の野生動植物が置かれている環境は依然厳しい状況から、希少野生動植物種の生息・生育環境の保全に向け、大規模な太陽光発電施設の設置などの開発等に伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- ③県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われています。引き続き、エコツーリズムの質の向上やガイド等の育成を進めることで、取組を一層広め、定着させる必要があります。
- ④県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園の施設整備や森林公園の適正な維持管理が行われています。引き続き、自然公園施設の整備を進めるとともに、ニーズにあった公園管理やイベントの実施など、利用者の満足度の向上に取り組む必要があります。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①生物多様性の保全を推進するため、「第3期生物多様性推進プラン」に基づき、自然環境保全上重要な地域の明確化や外来生物対策の強化および人材育成に取り組めます。自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するほか、さまざまな主体による自主的な保全活動が継続できるよう、専門的な知識や必要な情報等の提供を行います。また、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の新たな締結に向け取り組むほか、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解促進を図ります。
- ②本県の優れた自然環境を将来にわたって保全するため、生態系の回復に必要な地域等について、県民の皆さんとともに、調査や維持回復活動を実施します。また、三重県自然環境保全条例等の関係法令に基づき、事業者等への適切な指導、助言に努めるなど、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組めます。なお、大規模な太陽光発電施設の設置については、事業計画の初期の段階から関係部局との連携、情報共有のもとで関係法令等に基づいた適切な指導、助言を行います。
- ③伊勢志摩国立公園への国内外からの誘客を促進するため、地元事業者におけるインバウンドの受け入れ態勢の充実や、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」を核とした農林漁業者や観光事業者等と連携したエコツアーのブラッシュアップなど、地域の特徴を生かしたツアーの高付加価値化に取り組めます。また、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全に向け、地域住民を主体としたナショナルトラスト活動等を推進するとともに、ビューポイントの整備を進めます。
- ④県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。また、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、三重県民の森や三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、魅力ある自然体験プログラム等を実施します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率						
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気・水質の排出基準適合率						
生活排水処理施設の整備率						
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数						
無許可による土砂等の搬入件数						

現状と課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグについては、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- ②河川の水質は、環境基準（BOD）の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD）の達成率が50%前後で推移しており、伊勢湾においては貧酸素水塊等が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因である工場・事業場排水や生活排水について、汚濁負荷量の管理による水質改善が求められています。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き未整備人口の解消が必要です。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策も含めた環境保全活動の拡大と活性化が必要です。
- ⑤港湾を経由して、大量に搬入される土砂等の無秩序な堆積による崩落事故の発生や、有害物質の混入等による生活環境の影響について地域住民に不安が広がっています。その不安を解消するため、土砂等の埋立地を把握し、無秩序な埋立て等を抑止する「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」により必要な規制を行っていくことが必要です。

令和2年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①工場・事業場からの大気環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき大気の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認します。光化学スモッグやPM2.5の濃度が上昇した際は予報等を発令し、県民の皆さんに情報提供を行います。自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、三重県総量削減計画の進行管理と地域全体での環境基準の達成状況を把握します。光化学オキシダントの原因物質に関する調査研究を行い、研究成果を公表します。
- ②工場・事業場からの水環境への負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認するとともに、平成29（2017）年度に策定した第8次総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減に取り組みます。貧酸素水塊発生メカニズムの解明に関する研究事業を行い、研究成果を公表します。
- ③生活排水対策については、平成28（2016）年度に策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。
- ④伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図ります。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施するとともに、複数自治体連携による効果的な対策を進めます。
- ⑤県内において、土砂等の埋立て等が適正に行われるよう、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（仮称）」の周知・啓発や同条例に基づく土砂等の埋立て等を行う者などへの監視・指導活動を実施します。